

○烏野隆生議長

ただいまから全員協議会を開会します。

本日お集まりいただきましたのは、一連の市長に関する報道を受け、議会として、より詳しい状況説明を市長から受けるため、全員協議会を開いた次第です。

なお、本日は殿本議員が欠席となっておりますので御報告いたします。

まず、全員協議会を進めるに当たり、私から注意事項を何点か御説明させていただきます。

まず、発言に関しては、議員、市長ともに挙手して、議長の指名により起立して発言することといたします。また、発言時間に制限は設けません。

なお、発言を行う際、個人の特定がなされないよう注意していただくとともに、個人情報につながるようなことを求めないようにしてください。

次に、傍聴される皆様に申し上げます。

お手元に御配付しています全員協議会を傍聴される方への注意事項に基づき、①議場では静粛にすること。談笑や拍手のほか、携帯電話での通話も含め、騒ぎ立てる行為をしないこと。②あらかじめ議長の許可を得た報道関係者以外は、写真、動画の撮影、音声の記録をしないこと。③飲食、喫煙をしないこと。④貼り紙、チラシ、ビラの配付、鉢巻きなどの示威的な行為をしないこと。⑤その他、係員の指示に従うこと。以上のことを守らないときには、退場していただく場合があります。ただいまの御説明のとおり、よろしく申し上げます。

それでは、市長に一連の報道についての説明を求めます。

○永野耕平市長

本日は、一連の私についての報道について、皆様方に御説明させていただきます。

この事件は、女性から私が損害賠償請求

を求められた事件であります。そして裁判の過程で、裁判所からの決定により秘匿の措置をなされて、裁判の最中も誰が話しているかということも分からないような形で裁判を進めて、そしてまた裁判の記録についても第三者への開示を認めないという決定がなされた裁判であります。その上で和解にまで至っております。そして、和解の内容についても第三者への閲覧を禁ずるという決定がなされたものであります。

私といたしましては、この裁判について、もちろん、もともと、世間に対して秘匿して行う裁判ですから、申し上げることではないと思っておりましたが、一連の報道がありましたので、報道の中でもかなり事実とは違う認識を受けられる方もおられたようですから、私としては、私は決して悪いことをしたということではないですよという御説明をさせていただきました。

その悪いことをしたわけではないという説明の中身については、損害賠償を求められた裁判ですけれども、もともと求められた損害賠償については、裁判の中では、私がそれについて責任を負うことはないということになっております。ですから、もとの裁判の発生の事由については私は責任がないというふうに裁判の中では至っております。これについては、こういう報道が出た以上、この程度はお話しさせていただきたい。

そして、やはり裁判のこれまでの経緯の中で、秘匿することとなっている裁判でありますから、内容については皆様方に申し上げることは難しいので、これについては御理解いただきたいというふうに思っております。

まずは以上です。もし御質問があれば、お答えさせていただきたいと思っております。

○烏野隆生議長

それでは、質問のある方の御発言をお願いします。

○海老原友子議員

理解をというお話が今ありましたけれども、全く理解できない状態と、ほとんどの市民がそう思っていると思います。何も悪いことをしていないとおっしゃいますが、本年11月29日に和解金500万円を支払ったということが確認されていますが、この和解金の理由をお話してください。

○永野耕平市長

先ほど申し上げたとおり、和解内容についても秘匿することということで裁判所の決定がございますので、お話しすることは難しいです。

○海老原友子議員

秘匿ということですと記者会見のときにも言っておられますけども、和解の文には口外禁止条項は盛り込まれていないということなので、私たちには市長の説明責任があると思います。だから、しっかりそのところは説明していただきたいと思います。

○永野耕平市長

繰り返しになって申し訳ないんですけども、口外禁止条項があるかなしかということについても和解の内容になりますのでお答えできないんですが、仮に口外禁止条項というものが書かれていなくても、この裁判の経過の中で、裁判所の決定により、第三者に見せることを禁ずるという決定がなされております。法的には、これを僕がここで話したとしても、直ちに違法であると言われないと。今後いろんな議論の中で、秘匿になっている裁判について口外したときにどういうふうな責任があるかということは今後議論が分かれるところだと聞いています。

ただ、私としては、裁判の過程の中で、

様々なお互いの権利を守るために秘匿されてきた裁判でありますから、和解に至った今、それを一般の皆さんにいろいろとお話しするというのはふさわしくないと思っております。

○海老原友子議員

お互いの権利を守るという言葉が今聞かれましたけれども、この件はとても人権問題だと思っています。和解の文にも謝罪という言葉がありましたけれども、女性に対して謝罪はされたのでしょうか。

○永野耕平市長

謝罪したかどうかというのも裁判の中身ですので申し上げるのは難しいんですけども、ただ、お話しできるのは、当初の損害賠償を求められた件について、僕に責任があるということは認められていませんので、それについて謝罪はしておりません。

○海老原友子議員

議場の中で、傍聴の方からもすごくあきれたというため息の声が聞こえたと思うんですけども、本当に説明責任を逃れる口実にしか聞こえないんです。裁判に係ることは何も言えないという逃げの一手ですけども、それでは一般的な質問をさせていただきます。

女性に対して権力的に強い存在の男性は女性を思いのままにしてもいいという、そういうお考えに対しては、一般的にどうでしょうか。

○永野耕平市長

女性に対していかなる暴力も許されないと考えています。そしてもちろんそれは、男性に対してもいかなる暴力は許されないと考えております。

○海老原友子議員

それが市長の本心であれば、うれしいという言葉は今は当てはまらないと思うんですけども、本心であることを本当に願ひ

たいと思うんですけども。でも、この間の報道、記者会見を見ていまして、本当にもう言い逃れにしか見えません。やっぱり、その女性が苦しんだこの期間、何も言えないというのでは済まされないと。謝罪もしていないということを知って本当にあきれいています。そのことについて、もう少し説明いただきたいと思っています。

○永野耕平市長

謝罪というのは何か自分に責任があったときにさせていただくものだと思います。今僕がお話ししているのは、今回の裁判の中身についてはお話しすることができません。ただ、もともと損害賠償を求められた件について私に責任があるということになっていないですから、当然それについて謝罪もしておりませんと答えしています。

○海老原友子議員

損害賠償を求められた件について市長には責任がない、悪いことはしていない、なのに和解金500万円を支払った。とても矛盾していると思います。

そしてまた、記者会見の中で矛盾している点があったのでお聞きします。記者の不貞はしていないのかという質問に対して、していないとはっきり答えていました。しかし、女性との関係は付き合っていた状態だとおっしゃっています。これはすごく矛盾することだと思うんですけども、説明をお願いします。

○永野耕平市長

申し訳ないですけども、裁判の中身についてお答えできません。

○宇野真悟議員

先ほどから裁判の内容に関わることなのでお話しできないということばかりですので、お話しできるであろう内容について伺いたいします。

先月、11月28日に報道があり、本日、議会での全員協議会となったのですが、市の職員に対して本件について説明したのかお答えください。

○永野耕平市長

身近にいる市の職員に対しては一定の説明、そして迷惑をかけていますので謝罪はしています。

○宇野真悟議員

ちなみに、対象者と、具体的にいつやられたかについて御説明ください。

○永野耕平市長

いろんなイベントとかで職員と同席することがあります。その同席するときに、迷惑をかけて申し訳ないですねというふうにお話ししている程度でございます。

○宇野真悟議員

全体に対しては説明であるとか、そういうことをやられてないということによろしいですか。

○永野耕平市長

全体に対しての説明はしておりません。

○宇野真悟議員

私たち議員も本日初めて市長から説明を受けたわけですが、職員に対する説明が遅過ぎるように思います。市長は有権者の代表であるとともに岸和田市役所の代表です。なぜ速やかに説明しなかったのか、この点についてお答えください。

○永野耕平市長

職員全体に対して説明すべきだという意見については、今伺いして、確かにそうだなというふうに思っております。議員の御指摘のとおり、なるべく早い段階で職員に対しての説明をさせていただきたいと思いました。

○宇野真悟議員

11月28日の報道があって、新聞を読まれた職員もいらっしゃるでしょうし、市民か

らの問合せがあった職員もいらっしやるでしょう。何よりも優先すべきは職員への説明であったと思います。不安や不信感の中、仕事をされている方も多かったと思います。これ以上は質問ではなく指摘になると思いますので、私の質問は一旦終わります。

○河合達雄議員

私からは3点ほど質問させていただきます。

市長は裁判内容を秘匿すると昨日の会見からずっと言っておりますが、和解調書の口外禁止条項について、昨日の記者会見でもお話しできないとしていましたが、高比良議員の質問に対しては、あると話しています。これについて、女性側の雪田弁護士は、口外禁止条項を入れるよう要望したのは市長で、それを裁判所から却下されたと話しています。市長が秘匿と記者へも話している裁判資料の秘匿を含め、裁判において情報を第三者に秘匿する旨を求めたのは市長でしょうか、女性でしょうか。また、それを求めた理由はどのようなものでしょうか。

○永野耕平市長

裁判において情報を秘匿するように求めたのは誰かということも裁判の中身に関わるので、申し訳ないんですけれども、申し上げられません。

○河合達雄議員

これは単なる手続上の話であり、口外禁止条項が入っていると既に市長は答えていますから、同じように答えられるはずだと思います。裁判内容に踏み込むものではないです。女性の権利侵害もこの質問には含まれず、単に形式を問う質問ですからお答えいただければと思います。

○永野耕平市長

大変申し訳ないんですけれども、どちらが求めたということは裁判の内容に関わる

のでお答えできないんですけれども、裁判所が最終的には決定して秘匿措置が取られて、実際的には、裁判官がいて、被告、原告、証人といいますけれども、誰が話しているかということも全部インシヤルトークで行って、お話しするときも、団体名や個人名についても全て誰にも分からない形で、合い言葉みたいなのを決めて進めてきた裁判なんですね。それは、その裁判の性質上、公開するのがふさわしくないということを裁判所で決定されたものなんですね。ですから、和解内容についても同等の扱いになっていますので、和解に至った今、それを僕が、あのときの裁判はこうやったんや、ああやったんやという話をするというのがモラルに欠けると考えています。

○河合達雄議員

女性側が会見した和解調書前文での、市長がこの事件が世間にばれることを恐れて口止めしようとしたが、裁判所からも、こんなひどい加害を、妻帯者の市長から隠したなど不届き千万だとばかりに断罪されたこと、一方、女性側には、女性がメッセージで訴えておられる被告の進退に関しては、これから政党や有権者である岸和田市民の皆様が判断なさると思いますとの思いを、記者会見を開き、市民の代表である議会にも問うべきです。

ただし、裁判内容全てが憲法第82条に基づき公開されるべきですが、被害女性のことを考えて閲覧制限をかけると裁判所が判断したと受け取り、次の質問に移ります。

和解調書に記載されている市長が支払う金銭の名目は解決金か賠償金か、どちらでしょうか。報道では解決金と昨日言っていました、そのような名目にした理由は何でしょうか。

○永野耕平市長

和解内容ですのでお答えできないんです

けれども、先ほど僕がお答えした中で、当初の損害賠償請求について、僕が損害賠償をする責任がないとされているということについてはお答えできるので、それは間違いなく、何か僕が損害賠償をするというような性格のものはございません。

○河合達雄議員

一般的な裁判進行では、証人尋問が終われば証拠などは出尽くしていると思います。そのタイミングで市長が見ていないと言っている女性メッセージでは、「この春に、裁判所から、和解勧誘を受け、半年近く協議をしまりました」とあるので合致します。

和解勧誘ですから、原告、被告双方で話し合っただけで妥協点を見つけなさいではなく、裁判所の提示する案に原告、被告双方が乗りませんかとの話合いであり、これが長引いているのは、市長が払いたくないと値引きを主張し続けたのか、女性側が訴額の約2280万円へ近づけるための値上げを主張し続けたのかと考えられます。

市長が見ていないという女性のメッセージの内容では、私は本心では和解などしたくはありませんでした。この裁判でも判決を頂く選択肢もありましたが、私はもう心身ともにぼろぼろです。もうこれ以上被告と関わりたくありませんし、裁判を早く終わらせたい思いが強く湧くようになり、諦めたというのが実情です。裁判上の和解をしたからといって被告を許したわけではありません。今でも本当に悔しいですとありますので、市長が粘り勝ったと見られます。

昨日の記者会見を見ていると、裁判を起こされた、世間を騒がせたことのみにはしか謝罪する気持ちがなく、被害女性の気持ちに応えない点が記者の怒りを買っているように見えたが、だからこそ判決でなく和解との1点をもって、まるで勝利したか

のような誇らしい気持ちになって、僕は悪くないと開き直っているのではないのでしょうか。

○永野耕平市長

繰り返しになって申し訳ないですけども、今おっしゃったように、和解に至るまでのいろんな話合いについてはお答えできないんです。ただ、裁判というものは、お互いに違う主張をしています。どちら側も主張が違います。その主張をぶつけ合わせて、その中で最終的にどちらの言い分について、裁判上、正しいとするかということを決めるのが裁判でございます。

そんな中で、今回の裁判においては、当初求められた損害賠償請求の内容については認められないところまではお話しできますので、そういった形で、当初求められた損害賠償の責任は、僕はないですし、もちろんそれについては謝罪するものではございません。

ただ、裁判というのはもともと両者意見の食い違いや主張の違いがあるものですから、それが終わったとしても、お互いの中にいろんなものがあるということはあると思います。

○河合達雄議員

それでは最後の質問です。

市長は大阪維新の会顧問であり、選挙に向けた公認の踏み絵と思われるが、2021年2月19日付誓約書では、日本維新の会代表松井一郎様として、「今後、いかなる理由があろうとも、日本維新の会から除名処分を受けた場合は、議員又は首長の公職を辞職します」との項目を含む4項目から成る契約を交わしています。

11月28日には、フランスから帰国した吉村府知事と横山大阪市長は関西国際空港で記者会見を開き、当日付で綱紀委員会を立ち上げると説明しています。市長はこれま

でに綱紀委員会から事情聴取などをされたのでしょうか。

また、維新ではこれまでも、昨年12月5日付で、議員報酬の一部寄附について適切な実施報告を行わなかったなどとして和歌山市議が、そして今年6月6日には、阪南市の維新市長を批判する文書を作成したとして府議がそれぞれ除名処分を受けています。それらと比べても今回の事件は除名処分される可能性が高いと見られます。仮に綱紀委員会が除名処分と判断すれば、市長は誓約書を守って辞職するのでしょうか。

○永野耕平市長

今、綱紀委員会の進捗状況についてお尋ねいただきましたけれども、それはまた、僕が発表することではないので、もしよろしければ維新の会の綱紀委員会の発表を聞いていただいたらと思っています。

それとあともう1つ、維新の会のルールの中で、除名されたらそのときの議員であったり市長であったりという役職を辞任すべきであるということが書かれているということですけれども、ちょっと僕も確かめてないですけど、恐らくそうだと思いますので、その場合はそのような対応になると思っています。

○友永修議員

市長は各報道機関に対し、自分には全く非がないと主張されております。しかし、報道によりますと、11月14日付で解決金500万円の支払いと市長が女性に謝罪するという内容の和解が成立。大阪地裁は、原告の雇用関係を左右し得る優越的な立場で、社会的な上下関係がおのずと形成されていたと認めるのが相当と指摘。その上で、被告は公人で配偶者もいることを考慮すると、非難を免れないとの所見を示したとありました。また、テレビの報道番組に出演されておりましたある弁護士のコメントにより

ますと、500万円の支払いと謝罪というのは負けた側が受ける内容であり、非がないとは言えないとの趣旨の発言をされておりました。

500万円を支払い謝罪するということは、言葉のとおり、相手女性に対し謝罪する理由があるからじゃないんでしょうか。非がないわけがありません。それ以前に、妻子がいる身でありながら、そのような関係を続けてきたこと自体が市長としてあり得ない行為であり、岸和田市民に対する裏切りなんじゃないでしょうか。到底許すことなどできません。それでも自分に非がないのでしょうか。この点をまずお答えください。

○永野耕平市長

非がないという説明をマスコミの皆さんにもさせていただきました。昨日の記者会見でも少し、私は悪くないとか私は非がないという説明についての内容について説明させていただきましたが、それは、何度も申し上げているように、この裁判は裁判所が秘匿というふうに決定したものでありますので、僕が内容について話すことができない。

ただ、これは聞いた人が信じてくれても信じてくれなくてももう仕方ないと思っているんですけれども、僕としては、自分が何か損害賠償を受けているとか、そういうことがないんですということを言うぐらいしかできないんですよ。自分としても尊厳を守るために限界ぎりぎりの発言を選ばざるを得ない。そんな中で、非がないという言葉を選びました。その非がないという言葉のさらに細かな説明は、先ほど申し上げた、当初私が損害賠償請求をされた件については私に損害賠償請求は認められなかったですし、これについても、もちろん謝罪もしておりません。これが私が非がないと

言っている理由であります。

○友永修議員

なかなか理解に苦しみます。その感覚が私たち一般市民とは全く違うかなと思っております。公人であり岸和田市長という、市民の命と財産を守る行政のトップであります。その市長が、個人的なことだから、奥様以外の女性と関係を持つのが、訴訟を起こされ謝罪と金銭を支払おうが一切問題ない、全く非がないなんて、どう考えても理解不能であります。もうふざけるなとしか言いようがありません。人としてどうなんだという思いでいっぱいあります。

11月28日の新聞記事を見て私は初めてこのことを知りましたが、同様に市民の方々から多数の連絡が入りました。皆さんが求めているのは、これは本当なのかと、何か説明はあるのかなど、事実確認についてでありました。

また、市議会も、11月28日は一般質問の通告の締切日でもあり、第4回定例会を控える状況でありました。定例会には重要議案が提出されていて、議会事務局をはじめ、各部局の職員の皆さんも一生懸命準備に当たっていたと思います。そんな中、市長の報道があり、非常に混乱を生じました。

しかし、市長からの説明等は一切なく、SNS等での発信だけでありました。ここでも市長は個人的なことだから関係ないと言うのかもしれないですが、市民への説明もせず、市民の理解を得られるのでしょうか。何の説明もなく市長の下で働く職員の気持ちを考えていると言えるのでしょうか。

議会に対しましても、問合せがあれば話しますとインタビューで答えられておりましたが、混乱を生じさせたのは市長、あなたであります。議会が問合せをする前に説明があつてしかりじゃないでしょうか。議会軽視としか思えないです。

市民の皆さん、職員の皆さん、そして議会に対する市長の立ち居振る舞いは誠意に欠け、信頼することなどできません。市長としてどうなんだと言わざるを得ないです。私たちは即辞職すべきだと考えておりますが、市長は、様々な報道では、進退は考えていないと報道されております。市民の声も聴かず、このまま市長を続ける気であるのか、お答えいただけますか。

○永野耕平市長

先ほど宇野議員からも御指摘があったように、職員への説明というのはもっと早くすべきであると思いますし、今、年末の議会に向けて職員たちが一生懸命頑張っているさなかでありますので、僕の報道によって職員の皆さんが迷惑を被っていると思っていますので、本当にその点については申し訳ないと思っています。そしてまた議会についても、今、議員御指摘のとおり、僕から申し上げて説明の申出をさせていただくべきだというふうに、今、議員の御指摘を聞いて感じたところであります。

今回は裁判についての損害賠償請求については、僕は責任はないとされておりますけれども、そもそも裁判に至っていることについては完全に私の不徳の致すところでありますし、自分としても反省すべきことはたくさんあると思っています。そして議員がおっしゃるとおり、感覚がずれていると感じるということについても、僕のほうがきっと悪いんだと思っています。その辺りもしっかりと真摯に受け止めながら、今後もしっかりと頑張っていきたい。反省すべきは反省して、市民のために尽くしてまいりたいと思っています。

○友永修議員

今、市長からも反省して云々という話がありましたけれども、私としての思いは、先ほど申しあげましたように、人としてど

うなのか、市長という公人としてどうなのかという点であります。もう一切あなたを信用することはできません。このまま続けるなど言語道断であります。市長を辞職することが岸和田市民のためであると申し上げ、質問を終わります。

○井舎英生議員

今、市長は裁判の内容については話せないということでしたが、ここに原告である女性側の弁護士から資料が我々議員に配付されました。この中に裁判の内容のこと、勧告に至ったことが、全て書いてあります。公になっています。市長が言われることと全く違うわけです。

それで今、友永議員も言われましたが、11月28日木曜日に、新聞報道があつてから、やはり市民の方たちは、岸和田が汚された。あなたのせいで汚れたと。誇りある、歴史ある岸和田の名に泥を塗ったと、このような反応が、反響が多いです。あなたが民間人の永野耕平であれば何をしようと構いません。今回のことは、いみじくも岸和田市長ですから。

それで、あなたは和解勧告で何事もなかったように言いますが、もともと女性は強制性交等罪、すなわち強制的に性加害を受けたということで当時提訴したんですけれども、その当時は、強制性交等罪は、暴力、そういうものが伴わないと成立できなかったんです。ですから、検察は不起訴に、裁判では不起訴になって、今回は民事事件ということで被害を出したんですけど、私がここで述べたいのは、市長として、平日からこの女性と、そういうような女性を脅迫したような形でこういう行為をやっていたこと、これ自体が非常に岸和田の市民にとっては悔しいこと、こんな市長なのかということですよ。

あなたは岸和田の総合教育会議のトップ

です。小学生、中学生、高校生、またあなたの子供たち、教育上、非常に何とも言えないことをやってしまった。教育的な観点から、あなたの行為は、あなたはこの子供たちにどのように説明するんですか。それを教えてください。

○永野耕平市長

今、議員から僕がかなりひどいことをやったというような御指摘なんですけれども、僕は、先ほどから申し上げておおり、この損害賠償の請求そのものは損害賠償責任なしということになっております。そして、僕はそんな法に触れるような、今、議員がおっしゃったようなことは明らかに法に触れますし、人に対する加害行為ですし、もう言語道断の行いだと思います。そんなことは断じてございませぬので、それは内容に触れることができないので、おまえが言っていることは信じられへんと言われればそれまでですけれども、そんなことは断じてございませぬ。

○井舎英生議員

内容に触れることはできないと言っていますが、ここに、ちゃんとこの資料には、女性弁護士から出たものは内容が詳しく書いてあるわけです。その500万円の意味についてもちゃんと書いてあります。これ、全然食い違うんじゃないですか。これはうそなんですか。

○永野耕平市長

裁判所から正式に出された和解調書をもって議員が議論されているのであれば、裁判所から正式に出されたのであれば、それもいいかもしれませぬけれども、私としては、そうでない限り、例えば裁判所が和解調書や裁判記録についての閲覧制限を外すというような決定がない限りは、裁判内容について触れることはありません。

そして、信じてくださいというような言

い方になって恐縮なんですけれども、そんな人の道を外れるようなことを私はしておりませんので、それは信じていただきたいと思います。（発言する者あり）

○烏野隆生議長

御静粛にお願いします。

○井舎英生議員

この文書は裁判所から出たものの写しです。だから、あなたが裁判所から秘匿が出ているということであれば、その書面を見せてください。あなたはいつも口頭だけです。これは書面があります。だから、そういうことで、言葉だけで我々をごまかすとか言い逃れする、あなたのその倫理感が、私は、また岸和田市民は驚き、怖いと思います。

先ほどの私の質問で、小学生、中学生、また教育関係の皆さんにこのことを市長は、はっきりとここに書いてあるのは、性行為の強要という形で書いています。こういうことに関してどのように説明するんですか。あなた、市長ですよ。一般人じゃありませんから、どのように説明するんですか。

○永野耕平市長

内容に触れるので申し上げられないんですけど、そのようなことが万が一あれば、当然、賠償責任が発生するものだと思います。僕は、賠償責任は発生してないとお伝えしています。

○井舎英生議員

これ以上は、堂々巡りですから、またほかの方も質問されると思いますが、私は、私だけじゃなくて岸和田市民は、もう市長を辞めてほしいという人は多いです。

それで、今回このような事件を起こしたあなたの名前で12月議会にいろんな議案とかそういうものが提案されてきます。これを普通のように我々議員が審議することは困難です。これについてはどう思いますか。

○永野耕平市長

おっしゃっている意味は分かりますけれども、12月議会の議案というのは私1人でつくっているものでもありません。私に対する様々な感情はあるかもしれませんが、市の組織として練り上げた市民のための提案ですから、ぜひ真摯に向き合ってくださいと思っています。

○井舎英生議員

職員たちは全く関係ないです。あなた1人です。あなた1人の今回のこのような行動、市長として、市長の名に恥ずかしいと思いませんか。平然と平日にこのようなことを行っていた。それ自体がもう犯罪以上だと思えますよ。それについて、何も感じないんですか、あなた、その当時は。平然とこんなことを、性加害をやっていたんですか。それをお答えください。

○永野耕平市長

万が一、性加害をやっておれば損害賠償責任が当然問われますし、刑事事件でもその責任を問われると思います。今回僕が御説明させていただいているのは、内容については秘匿すると裁判所が決めているものですから、内容については言えない。ただ、そのもともとの事由について私に責任があるとされていませんから、それは当然、性加害についても、ないということです。

○井舎英生議員

これで最後にしますけど、性加害というのは、当時は強制性交等罪というのは、暴力を伴っていない、脅迫も伴っていないから、それは成立しないんですよ。だから民事事件になっているんですけども、明らかに裁判所から出ているこの文書では、あなたが被告で、その和解金として、解決金として500万円を勧告するという文書です。すなわち裁判では、あなたが負けた、女性が勝ったということになっています。これは

事実です。もしこれがそうでないなら、ちゃんと女性弁護士もここに来てもらって、もう一度弁護士同士で対決してもらって、それがいいと思いますけど、いかがですか。

○永野耕平市長

裁判というのはお互いに主張が違うものです。主張が違う中で和解にまで今回至っております。ただ、人間ですから、和解した後にも心に残るものもきっとあると思います。しかし、この件については、裁判上は和解という形で締めくくられたものです。それを今になって、秘匿されて進められてきた裁判の内容と和解について、僕がここで申し上げることはございません。

○田中市子議員

先ほどから市長は一貫して秘匿ということで、申し上げられないということで、自分には非がないというふうにおっしゃっています。確かに今回の裁判はお互いが見えないような状況で進められた。そして、裁判記録の閲覧は制限されているというふうに聞いています。

しかし、和解調書に口外禁止条項はつけられていませんということの理解はされているのでしょうか。口外禁止条項がつけられていないということは、一定のことはお話しできるということになると思いますが、その理解はどうかということをまず伺います。

○永野耕平市長

口外禁止条項のあるなしについても内容に関わりますけれども、口外禁止条項が仮になかったとしても、その口外禁止条項の有無の議論の前に裁判の秘匿というのが決められていますので、裁判自体が別のルールの中で秘匿されているということをお話ししたいと思います。

○田中市子議員

この件は先ほど河合議員からも大分聞か

れても、結局同じような返事だなというふうに思いました。

それでは、この裁判が終わった後、原告側の弁護士が記者会見もされています。また、原告からのメッセージも公開されています。このことについては、どうお考えでしょうか。

○永野耕平市長

裁判というのはお互いに考え方が違ったり主張が違うものであります。その中で、お互いに苦しみながら議論して、そしてその結果、裁判所が最終的に和解なり、また判決なりというところに導いていきます。今回は、そういった意味で、いろんな気持ちがお互いの中にあるかもしれませんけれども、和解という形になっております。そしてまたその内容が秘匿されています。そういう状況において、和解された後で、僕がここで皆様方に内容についてお話しするというのはできないと思っております。

○田中市子議員

市長がそういう受け止めであるならば、原告側があれだけのメッセージ、具体的な内容も出したことについては、何らかの手を打つとか批判するとか、そういうことはお考えですか。

○永野耕平市長

これ以上、原告側に対して僕から何かするということはございません。考えておりません。

○田中市子議員

原告側のメッセージでは、被告は最初から最後まで同意があったと主張していました。被告は公人である市長であり、私はただの一般人ですので、私から見れば明らかに立場の差があります。泣きながら拒絶する私を、立場や権力を濫用し、恐怖で押さえつけ、人格否定などの言葉の暴力で精神的に支配し、逃げられないようにすること

が同意なのではないかというようなことも言われているわけです。

市長のさっきまでの自分には非がないということであれば、こういった原告からのメッセージに対しては何らかの、まあ言うたら発言があっても当たり前かと思えますけども。

○永野耕平市長

原告がどういうふうなことを今になっておっしゃったとしても、この裁判については、双方にいろんな思いもある中で和解にまで至っております。和解が済んだ後でも、人間ですから、いろんな感情が心の中に残っているのは当事者にとってはあることだと思います。しかし、私は、その和解した内容について、しかも一般に対しては秘匿とされている裁判について、和解した後でいろんなことを申し上げるということは、仮に相手方がそういうことをなされたとしても、私からすることは考えていません。

○田中市子議員

市長が法的なことについての御理解がないんだということがよく分かりました。

また、女性の、原告からのメッセージの中では、最後、「私には、被告は、自分の目的を達するためには手段を選ばないように見えました。今回の和解でも、逆恨みされたらどうしよう、今後、何かされるのではないかという恐怖に、ずっと付きまわっています。私の願いは、被告に、今後、二度と関わらないでほしい。私の新たな人生の邪魔をしないでほしい。被害に遭う前の元気だった頃のような普通の生活を取り戻したい。ただそれだけです」という、本当にどんな思いで今回裁判、そして本当は和解したくなかったという思いも伝えられていますけども、今回の市長のこの態度はセカンドレイプ、彼女をまた、2度追い詰めている。そうとしか思えません。本当だ

ったら、こんな公開の場でこういった話をせずに、市長がすっぱり謝罪して、そしてもう市長という職には就かない、就いておくことができないと、そういう決断をするべきだと思います。最後にそのことを申し上げて、終わりたいと思います。

○高比良正明議員

私からは4問、質問いたします。

市長は11月30日付のSNSでのお門違いな報道被害や、報道機関は社会的な報道をされるべき、裁判で閲覧制限が決定されているような個人案件をさらけ出させることはいかなるものかと考えますなど、報道が行ってもいけないことをミスリードしております。

それについて、昨日の記者会見で複数の記者から報道の社会的意義や説明責任を果たしていないというふうに言われると、記者に対して、女性に対する謝罪をしろと言われたとか、怖い顔をして何度も聞くのは威圧的で強要と感じていると、そんな印象操作的な逆ギレ発言をしており、私も真摯に女性側弁護士の説明について向き合えと怒りを禁じ得ません。

答弁についても、裁判については言えないとしながらも、損害賠償ではないので法的責任はないと、自分に都合のよい部分だけは裁判内容について説明し、矛盾しています。

これが単なる2年間の合意ある男女関係であれば、和解条項の前文で、市長が優越的な立場にあつて、社会的な上下関係があり、市長が公人で配偶者がいることでよく自制すべきであったとの非難を免れることはできないと指摘もされず、裁判相場としても高過ぎる500万円もの解決金ではなかったはずです。

これは不起訴となつてはいるものの、女性が強制性交等罪で被害届提出に至った点

からも、かなり悪質な性的加害を行ったと推測されます。罪を問うには暴行、脅迫のハードルが高く、女性が泣き寝入りする事件が相次いだことによる2023年の不同意性交等罪が施行された後であれば、罪に問われた可能性もあります。

市長は当時、何度も警察で被疑者として取調べをされたはずです。その際、逮捕されましたか。そしてどこの警察署、検察庁に何度ぐらい呼び出され、不起訴の処分内容は、嫌疑なし、嫌疑不十分、起訴猶予のいずれであったのでしょうか。

○永野耕平市長

まず、昨日の報道への対応、記者対応についてですけれども、高比良議員がおっしゃっているとおり、僕が、途中でちょっとヒートアップしてしまって、記者とちょっと口論というか、今の言い方はどうなんですかみたいなので僕も言ってしまって、それは申し訳なかったなというふうに思って、今反省しています。おっしゃるとおりです。

あと、僕がSNSで報道機関に対してお願いというか、SNSで発信したんですけれども、それについても、こういう発信をするなというふうな形で叱られました。これについても、僕としても、SNSというのはいろんな人が見ますから、一応そのときは、昨日の会見では、僕の趣旨は報道機関を批判することではなくて、これは僕としての思いは別のところにあったということを説明させていただいたんですけれども、これについてもミスリードであるという御指摘ですから、しっかりとSNSについても誤解がないようにしていきたいと思っております。

それとあと、逮捕されたかということですが、逮捕はされておられませんし、検察の判断としては、嫌疑なしというのは僕はちょっと聞いてないですけれども、もちろん

何か僕がやったというようなことでは終わっていません。

○高比良正明議員

逮捕されていないけれども、何度ぐらい警察署に行ったか、また検察庁に何度足を運んだかということは説明いただけるというふうに考えるわけですが、500万円の解決金を支払い、女性は今も苦しんでいることからすれば、嫌疑なしであるとは考えられず、犯罪を行った可能性が高いが、決定的な証拠がない嫌疑不十分か、犯罪の嫌疑はあるが暴行、脅迫とまでは言えず、訴追を不要と判断されたのかもしれませんが。

また、警察が知事を逮捕しないように、市長は維新顧問としての立場を利用して、維新の共同代表であった吉村知事に付度させる形で、大阪府警から検察送致される際の送致書に、警察からも不起訴にやってほしいとの寛大処分や起訴できないと考えるしかるべき処分と記載された疑いも出てきます。

その上で質問します。起訴されなければ無実と考えていますか。罪の意識があるのかなのか、お答えください。

○永野耕平市長

罪の意識は全くございませんし、そういう内容について僕は認めていません。ですから、議員がおっしゃっているような、犯罪があったみたいな、そんな話では全くないです。

あと、吉村知事に付度、そういうことはきっとできないでしょうし、大阪府警はそういう事件があったらしっかりと調べると思いますので、そんなことはございません。

○高比良正明議員

技術的には可能であるからこそ、前段に警察が知事を逮捕しない、これは兵庫県の話も絡んでくるわけですが、その話をしました。

罪の意識がないということは開き直りというふうを考えられます。これはもう情状酌量の余地がなしと判断するしかないところですよ。

次の質問に参ります。11月27日に、岸和田市総合防災訓練の会場で、市長は維新の前田府議に話しかけていましたね。あなた方が不仲であることは有名で、私を含めて参加していた議員は全員不思議がっていました。しかも翌日に本件についての記者会見があったタイミングであり、非常に奇妙な光景だったのですが、あれはどのような話の内容だったのでしょうか。

○永野耕平市長

申し訳ないですけど、前田府議に話しかけていません。

○高比良正明議員

百条委員会ではないので罪に問えませんが、あなたが話しかけていたのを、たくさん議員の皆さんは見られているわけです。あのときに市長から前田府議に告げられた内容こそ本件で重要なキーワードが隠されていると私は考えておりますので、再度質問いたします。

○永野耕平市長

大変申し訳ないんですけど、前田府議に話しかけていませんし、話もしていません。本当は声をかけてお礼を言ったりとかすべきやったかもしれませんが、一切コミュニケーションを取っておりません。

○高比良正明議員

分かりました。話しかけていても世間話だというふうに言うたであろうということは想定しておいたわけですけども、話しかけていないということで、謎解きについては後日にして、3問目に移ります。

11月29日放送の報道特集では、性犯罪歴のある方が事件を防止するために、電車などでもそばにいる女性が視界に入らないよ

う移動したり目を閉じたりして予防しているという姿が映されました。市長は性加害を行わないためにどのような防止策を取っているのでしょうか。

○永野耕平市長

性加害を行わないための防止措置というのはちょっとあれなんですけど、性加害は行わないです。

○高比良正明議員

性加害を行わない、行う可能性の全くない男というのはなかなかないというふうに私は考えています。本件で僕は悪くないということを繰り返しています。これは、そのような予防をしない、つまり、またぞろ今回のような性加害を行うとの宣言に受け取られます。男性の中には、私も含めてですけども、満員電車に乗る際には両手でつり革を持つなど、痴漢と間違われぬようにしている人もいます。そんな中、再発防止策を取っていないのであれば、本件で女性が被害を訴えている市長の隠された性癖の問題もあり、そのリスクをあなたの身近にいる市民や職員は、あなたが市長でいる限り抱え続けてくださいとの意味でしょうか。なぜ再発防止策を取らないのか説明してください。

○永野耕平市長

再発防止というのは、何か僕が性加害をして、それをもう二度とやらないようにという趣旨だと思いますけれども、そもそも性加害ということを僕はしませんし、そもそも加害もしませんし、それと、高比良議員おっしゃったように、誰もが可能性あるとおっしゃいますけれども、ほとんどの男性も女性も性加害もしないと思いますし、加害もしないと思います。

○高比良正明議員

これについても、ないという、現実に出てきておるこの裁判、和解調書の内容をも

否定する内容です。

この和解調書については先ほど配られたわけですが、この中にも、被告つまり市長は原告女性に対して謝罪の意を表明するということが記載されております。これに基づいて、今、市民の皆さん、そしてこの女性に対して、再度、されたのかどうか分かりませんが、ここで謝罪されてはいかがでしょうか。

○永野耕平市長

裁判の相手方の皆様と私との関係については、裁判の中で、お互いにいろんな主張や考えの食い違いがございましたけれども、最終的には和解に至っております。ですから、ここで改めて何か申し上げるということとはございません。ただ、この裁判が行われた、裁判になったこと自体には私も責任を感じておりますし、今後反省すべきは反省してまいりたいと思っております。

○高比良正明議員

謝罪もしないということで、加害に対する正当性を主張されているようですが、性加害は大阪府保険医協会ホームページには、医学用語では性嗜好障害といい、法律に抵触することは認識していても分かっているがやめられないという病気だと説明がありますので、診断を受けることをお勧めして、最後の質問に移ります。

市長は女性側の主張に対して、平穏な生活を取り戻すため何も反応しないと何度も答えています。女性もメッセージでは同様に、「被害に遭う前の元気だった頃のような普通の生活を取り戻したい」としながらも、「私が、自分の言葉で、皆様にお伝えしようと思ったのは、次の被害者を出さないためです」と言うばかりか、ほかにも被害者がいるとも言われています。前質問でも性嗜好障害に市長が該当するとの内容です。

この別の被害者についてではなく、市長がSNSでも発信している、先ほども田中議員から質問があった報道被害について聞きます。

市長は私に対して1600万円もの賠償金を求めて名誉毀損の訴訟を提起し、私の記事の8割が正当だと勝利を確定させ、賠償金額ゼロ円を私に勝ち取らせているのに、刑事告訴もし、そこでも不起訴となっております。そんなこらえ性のない市長なのに、本件は私のブログ等以上の社会的影響がある報道がなされているにもかかわらず、市長は社会的責任すら果たさず、沈黙を守っています。

○烏野隆生議長

高比良議員、すいません、今回の件とちよつとずれるので、申し訳ない。

○高比良正明議員

続きます。

女性のメッセージを含む報道すら見ていないとも発言しているのは、これまでの議会や記者からの質問に対する短気ぶりを見ると、反省の材料ではなく、アンガーマネジメントの一環として無視しているのではないかとしか考えられません。市長が女性相手に名誉毀損だと主張しないのは、その主張全てを認めているからだとか市民も議会も理解してよろしいでしょうか。

○永野耕平市長

私の願いとしては、私の言葉を受け入れていただきたいと思っております。

○高比良正明議員

相違点を説明しないという時点で、女性の主張を丸のみしているというふうに我々はみなすしかないんです。そうであるならば、辞職など責任を果たすべきではないでしょうか。

○永野耕平市長

反省すべきことはございますので、反省

すべきは反省して、しっかりと市民のために尽くしてまいりたいと思っております。

○高比良正明議員

女性に対しても市民に対しても何も言うことがない一方、SNSでは応援のメッセージがたくさん来ると昨日の記者会見でも言われて、自己弁護については熱心です。フェイスブックを見れば分かりますが、報道がデマだなどとあなたを擁護しているコメントは減っています。これは私が直接投稿相手に対してそのコメントの意味について尋ね、本人にその投稿が間違いだと御理解いただき消してもらっているからです。

単なる不倫であれば、市長の妻は不貞行為を働いた女性に対して損害賠償請求を提起できます。これも行わない、つまり、市長は家族をも守ることすら放棄しておるように見えます。家族も守れない市長が市民を守れるということでしょうか。

○永野耕平市長

家族をしっかり守って生きていきたいと思っております。そして市民の皆さんについても、しっかりと尽くしてまいりたいと思っております。

○高比良正明議員

今までのものでも市長の矛盾というのが非常に露呈してきているとしか考えられないわけですが、市長は口外禁止条項が設定されていない場合の裁判の秘匿についてなど、昨日の記者会見でも法に無知だと白状しています。また、女性側の雪田弁護士は横山ノック元知事のセクハラ訴訟で勝訴を勝ち取った弁護士で、今回の議会へ配付された資料も私が問い合わせた議会からの要請で配付いただいております、百条委員会を設置すれば証人喚問でも御協力いただけるだろうと考えています。

市長の法的無知を補うためにも、市長代理人へも百条委員会への出頭を要請するし

かないことを今回の質問で市民にも明らかにしたことをもって、私の質問を終わります。

○松本妙子議員

それでは、先にたくさんの議員から質問があったので、ほとんどかぶることもありましたが、振出しに戻り市長に確認したいんですが、2019年から原告の女性と約1年半お付き合いしていたという事実は本当ですね。

○永野耕平市長

その内容は裁判の内容に触れますので、お答えできません。

○松本妙子議員

裁判の内容というか、代理人弁護士のお話では、テレビの報道も見て、同意があったというのを市長は言い通しています。同意の下で行ったのであれば、幾ら浮気しても無実じゃないかっていうような、そんな雰囲気を受けたんです。これまで何回か市長の報道を拝見させていただいて、記者が質問することに、市長の答弁の態度、お答えする態度が、無理やり笑顔を見せようとして、もう必死に笑顔をつくらうとしてお話しされていまして。これだけの大きな事態のときに、そういう作り笑顔や、たまに口を開けてお笑いになっていました。それを見て、もう本当にどれだけ怒りを感じたか。こういう大きな問題を起こしながら、普通でしたら、肩を落として、表情も沈んで、反省の表情を見せるのが普通ではございませんか。それを先ほどから内容は認めていないとか、責任を感じている、反省している。その言葉は、あのテレビの報道の答えの表情ではございません。今でさえそういうお言葉が出てますが、あのときの表情は、そんな表情を、少しも感じませんでした。

私から市長に質問しても的確なお返事が

返ってこないのは分かっていますので、ほかの議員たちも言いたいことをもう言うてくださったので、意見として述べさせていただきます。

市長のXへの投稿を拝見いたしました。報道機関の皆様、裁判はありましたし、和解もありました。ただ、これは個人同士の紛争であり、裁判官が第三者への開示を禁止した中で行われた裁判であり、既に解決済みです。これ以上の報道は、僕も含めて双方の当事者とその家族の今後の社会生活を危うくする可能性があります。報道機関は社会的な報道をされるべきです。裁判で閲覧制限が決定されているような個人案件をさらけ出させるようなことはいかがかなと思いますというのが市長のXへの投稿でございました。もう本当にみんなを脅しているような、そういう捉え方もできます。

岸和田市という市を代表する立場にある、妻子ある市長が、性加害の有無以前に、既婚者でありながら配偶者以外の女性と関係を持つこと自体、社会的に許されることではありません。そもそも不倫をしたからこのような問題になったことすら自分に自覚を持っていない。他人や環境のせいにするのはよくないと思います。全て原因は自分にあるのではないのでしょうか。

これほどまでに原告女性の身も心もぼろぼろにし、また奥様や5人の子供さんたちの生活までめちゃくちゃにしてしまったのに、なぜ平然と市長の地位に居座り続けるのか、私には理解できません。市民の皆様や議会まで大混乱させ、この責任はどうお取りになるつもりですか。

この際、潔い市長の辞職を求めて、私の質問を終わります。

○岩崎雅秋議員

今もありましたように、大前提として、奥さんがいる、子供がいる身として浮気は

許されません。まして市長は公人であり、岸和田市を代表する立場です。繰り返しますが、市長は裁判所で秘匿されているため話せないと言いますが、女性側の代理人弁護士は和解調書に口外禁止条項がなかったことを明らかにし、その上で記者会見を開いています。口外禁止条項はないのに、なぜ市民に説明しないのでしょうか、お答えください。

○永野耕平市長

口外禁止条項あるなしにかかわらず、この裁判全体について秘匿するということが決定されて進められたものだからです。

○岩崎雅秋議員

今の発言は議会を軽視し、市民をばかにしている発言と考えます。

では、もう1点、誰かに言われてではなく、潔く自ら市長職を辞すべきと考えますが、もう一度聞きますが、辞職するつもりはあるのでしょうか、ないのでしょうか、お答えください。

○永野耕平市長

今回裁判になったこと自体は非常に自分にも反省すべき点がたくさんあると思ってますし、これまで、それ以外にも自らを戒めなければいけないようなこともあると思います。そういった反省すべきことはしっかりと反省しながら、今後も市民のために尽くしてまいりたいと思っております。

○岩崎雅秋議員

本日の市長の態度、発言を受けて、議会としてきっちり結論を出させてもらいます。

○南加代子議員

今回の一連のことにしましては、報道とインタビューを通してしか私たちは情報を知り得ることはございません。当初知ったときには、本当にこれが事実なのかということを目で見て、そして耳で聞いて、本当にもう心が痛んだ。ここは伝えておきた

いと思います。

市長、岸和田市民のトップに立つ市長です。その市長の姿を見て、岸和田市民がこの市政に対してもどう運営をなされているかということ私達市議会に負託されて、私達は共に運営してきたと思っております。

しかし、秘匿という、これは裁判の中で決まったことなので、ここを守るためにということがあれば、それは、裁判で決まったことは当然仕方ないことかも知れませんが、市民の皆さんには大きな疑惑を残してしまう、汚点を残してしまう。このことはしっかりと肝に銘じていただきたいと思っております。

この裁判というのは、訴訟に至るまでの行動があったからこそ、双方で主張が違ってから訴訟が起きたことと思っておりますが、今までのこの訴訟に至るまでの行動に関して市長はどのようにお考えか、お答えください。

○永野耕平市長

具体的な裁判の中身に触れられないんですけども、裁判そのものが起こるとするのは、お互いにかなり考えが違ったりとか主張が違う状況になっているということで、その点については私も責任があると感じております。

○南加代子議員

それほど市長の責任というのは重大であって、今まで市長がこの市政運営をなされてきたこと、本当に建設というのは死闘ですが、破壊は一瞬です。このことも肝に銘じていただきたいと私は考えております。

その中で、私たちの生活は全てルールに基づいて行われております。そのルールに対しての行動、そのモラルというところが人間にとって問われるところだと思います。おのおの全ての行動に対してのモラルはございますが、このモラルというところの重

さは、市長はどのようにお考えでしょうか。

○永野耕平市長

行動についてのモラルというのは非常に大事なものだと思っております。自分の信念に基づいて行動すべきだと思います。

○南加代子議員

このたび、市長も自らSNSも投稿されておりました。それも拝見しております。御意見を頂いております。これは若い世代の方々からの御意見です。市長の姿を見て、子供たちは、これからこの市長の下でいろんなこともできる、そういうふうな言葉もあったと。しかしながら、SNSは子供たちのほうが見る機会も多くなっています。どこを信じていいのか。お母さん、これはどこを信じるの。その答えに困ったと、そういう思いを聞かせていただきました。

市長はこれからの未来をつくる子供たちに対して、どのようにこれからの行動を律していこうとお考えなのか、その点についてお答えください。

○永野耕平市長

子供たちの未来というのは非常に大事です。子供たちに対しては相手を尊重したり、また相手の意見に耳を傾けたり、そして相手の尊厳を守ったり、そういったことを大切にして、相手のことも自分のことも大切にできるような、そんな子供たちに育ててもらいたいと思っております。

○南加代子議員

今まで議員もいろいろ御質問されておりましたので、最後ですけれども、原告のメッセージがありました。その中に、自ら命を絶つことも考えたというところがありました。本当にここに重きを私は置いております。

先ほど、市長が1人の人の尊厳を持つてと言われました。これからの行動はその尊厳を持つて行動されるかと思っておりますが、今

回の裁判の内容は、具体的には秘匿があり皆さんに伝えることはできない。ただ、この点、本当に疑惑が残ってしまう。様々な報道がゆえに疑惑が残る。このことを払拭されないで、これから市長として市政運営ができるのかどうか、そこを私は聞きたいと思います。

そして、市長には自ら御自身の進退も考えた上で行動に移していただけたらと思いますので、このことを私の意見として申し上げておきます。

○末原佳一議員

朝日新聞の11月28日の記事をはじめとして、引用して様々な質問をする予定でしたが、裁判に関することは市長は答えられないということですので、意見を述べます。

訴状によると、令和元年6月から令和3年1月頃まで何度もホテルに連れて行かれたが、上下関係があり、仕事を辞めさせられるかもしれないと思うと拒み切れなかったと訴えています。また、11月14日付の和解調書によると、地裁は、市長の地位や日頃の言動からうかがわれる影響力、女性の就業歴や年齢を考慮すると、純粋に対等な関係だったとは言えないと指摘し、市長は雇用を左右し得る優越的な立場にあったと認め、公人で配偶者がいることにも触れて、非難を免れないとの所見を示しています。

対等関係にある、いわゆる不倫とは別物です。雇用関係を悪用したマインドコントロールによる性加害と言わざるを得ません。この被害により、女性は休業や治療を余儀なくされています。

永野さん、あなたはもう信用を失っています。永野市長、あなたははじめをつけるべきです。早急に市長を辞職することを強く要求して終わります。

○屋馬光一議員

ずっと話を聞かせていただきまして、ある女性とのお付き合いは合意である、私は悪くないと。言い方を変えれば、これはあなたの奥様や御家族に対しての不倫ですね。その奥様や御家族に対しても私は悪くないとおっしゃるのでしょうか。そこをお聞かせください。

○永野耕平市長

家族との話は家族とします。

○屋馬光一議員

よく分かりました。こんな不倫を犯すような人が、倫理を重んじられる市長を務めることができるのでしょうか。私も今すぐ辞表を提出してはどうかということをおっしゃっていただければと思います。

○中井良介議員

市長が相手女性に対して行ったことは、今で言えば刑事罰に相当することをしていていると思います。ただ、当時は加害者に対して非常に甘い強制性交等罪ということで起訴を免れましたが、もし今そういう訴えを起こされたときに、あるいは刑事告訴されたときに、刑事罰に処せられるものだという認識はありますか。

○永野耕平市長

法律が変わったようではすけれども、その法律が変わる前であっても後であっても、やっていないことはやっていないですから、刑事責任を負わなければいけないことはやっております。

○中井良介議員

そういう答えですけれども、秘匿ということをしきりに強調されるわけですが、その秘匿という根拠を教えてください。

○永野耕平市長

裁判所の決定により、この裁判を閲覧制限するというので、この裁判の中でルール上、傍聴を妨げることはできませんので傍聴者は入ることができます。ただ、傍聴

席から中の席は見えないように遮蔽措置が取られて、その中で、話をする中でも誰が話しているかが分からないような形を取って、そして何か具体的な名前や団体名を出すときも全てイニシャルで話をするということをお互いに決めた上で、非公開の裁判を進めてきたところです。これは裁判所の決定によるものであります。

○中井良介議員

裁判自身は公開で行われたはずですが、ですから、遮蔽措置やらをして、あるいは名前を言わずに、そういう指名の仕方をしたわけで、あなたの言う秘匿というのは、こういう個人情報が漏れる、あるいは個人の人権を尊重するために見えないようにしたり、名前を名のらないということはあるにしても、裁判全体について一切しゃべることとはできないという、そんな秘匿という決定はないはずですが、どうですか。

○永野耕平市長

おっしゃるとおりです。ただ、個人情報を守るために遮蔽措置を取って、そして、本当は裁判というのは公開で、遮蔽措置もなしでやるんですけれども、その中で裁判記録の開示であるとか、また和解内容についての開示というのも全てオープンにされるんですけれども、これらについても伏せて、第三者が閲覧できないという措置を取られています。要するに、裁判所の中で、議員が御指摘のように、非公開という言葉が適切かどうかといたらそれはちょっと言葉の問題ですけれども、伏せて、秘匿して行うという趣旨の裁判を行っています。

○中井良介議員

随分ごまかしの言葉を言ってはると思うんです。あなたの言うその秘匿という根拠はないわけです。もちろん個人情報や姿やそういうことは、当然こういう裁判ではあるものですが、裁判について一切し

ゃべることができないなんていうことはないはずですが。実際、公開で行われ、そして裁判記録の閲覧も、制限があるだけであって、それは個人情報に関わる問題はあるでしょうけれども、事件そのものの中身については、秘匿はしていない。公開されているわけですから、あなたの言う秘匿という根拠はないということをおっしゃいます。

もう1点、和解したのだと。だから、もう双方わだかまりもなしにその後は仲よくやるという、そんな和解ではないわけです。残念ながら原告は刑事訴訟ができなかったために損害賠償を求めたわけですが、きちんと損害賠償はなかったわけですか、どうですか。

○永野耕平市長

損害賠償の責任はないとされています。

○中井良介議員

そういう文言があるのかどうか分かりませんが、謝罪して500万円を払うということを決められたわけですか。500万円というのはそんな簡単な金額ではありません。かなり重い金額だと思いますが、それでも損害賠償はない。あなたの言っているのは、当初の2280万円が500万円に下がったということだけではないですか。

○永野耕平市長

当初損害賠償を求められた額が減額されて、幾分か損害賠償があるという話ではなくて、当初損害賠償を求められた件については、その責任はないとされている。ここまではお伝えしています。

○中井良介議員

もう終わりますが、そういう強弁を行って何とか免れようとしているというのが市長の態度だと思います。

○岸田厚議員

今までの話の中で市長は秘匿、秘匿と言

われているけれども、結局この裁判は公開で行われた裁判であるという認識でよろしいでしょうか。

○永野耕平市長

裁判は公開であるというのが原則であります。ただ、今回私が体験した裁判は、先ほどから何度も言っているように、外部の第三者が知ることができないように、お互いに、当事者間でもそうですし、裁判所からの指示もそうですし、第三者にも閲覧に供することのないようにというルールの中で行われたものです。これ、僕もどれぐらいの法律の効果があるのか調べたんですけども、これについては、後にそれを話して、直ちに違法であるということではないようです。

○岸田厚議員

今言われたように、被告、原告が分からないような裁判であるというふうな認識の中で公開されています。それで当然、公開ですので、そこに傍聴に行かれた方もおられます。その方がいろんな形で今、投稿もされているわけですが、その中で、結構その裁判の中身については明らかになっているんですけども、その点についてはどうですか。

○永野耕平市長

今も申し上げたように、秘匿の措置が取られて行われた裁判について、和解されています。和解があったとしても、双方、心の中にいろんなものが残っているということは確かにあるかもしれません。ただ、その和解に至った後で、しかも秘匿になった裁判について、社会に対していろんなことを僕から申し上げるということは、僕はしません。

○岸田厚議員

今お話があったけども、結局、いろんな形で明らかになっている文章で言いますと、

市長が行ってきた行為というものは大変性加害であるというふうな中身の内容のものしか一定公表されていない。私たちはそれを見て、やはり今の市長に対する態度がおかしいのではないかというふうに思わざるを得ない。

それに対して市長は、何ら反論はしない。結局は秘匿であるから中身については言えないということばかりが繰り返されているわけですが、こういった性加害があるような内容に対して、あなたはどのようにお感じですか。

○永野耕平市長

内容について申し上げられないというのは、先ほども申し上げているんですけど、裁判のもともとの損害賠償請求の内容について損害賠償責任があるとなっていないんです。ということは、すなわち当然性加害についても否定されているものだと思います。議会が重視するのは、私が極めて悪質な罪を犯しているのかどうか、そういうことは議会にとっては重要なポイントだと思いますけれども、それについては、この事件について、損害賠償請求がなされているけれども、それについて認められてないということを申し上げたい。この点は申し上げたいし、また、双方いろんな気持ちがある中ではあると思いますけれども、和解にまで至っているということで御理解いただきたいと思います。

○岸田厚議員

今、市長が言われたけれども、結局、最終的な和解の前文の中でいろいろ述べられている中にあるのは、やはり被告の年齢や地位、日頃の言動から影響力、原告の就業歴やその他を考慮すると、原告、被告は男女として純粋な対等な関係にあったとは言えないと。被告は様々な形で身体に影響も及ぼすようなことをしたということになっ

ているわけですがけれども、こういった前文が出るということはやはり重く受け止めるべきではないでしょうか。

○永野耕平市長

裁判自体は、先ほどから申し上げているとおり、秘匿の中で行われて、そして和解にまで至っています。和解にまで至っている、しかも第三者には閲覧を制限するような、そういった性格の裁判において、和解まで至っていることについて、和解後に僕から何か申し上げるということとはございません。

○岸田厚議員

和解が行われたけども、和解の内容自身がやはり市長にとっては大変大きな影響のあるものだというふうに思います。多くの市民の皆さんは、今の市長の、こういった今回のこの中で一番感じているのは、やはり市長としてふさわしいのかどうか、こういった形で市長としてずっと居続けることが本当にいいのか、それに対する疑問を多く持っておられると思います。私自身もやはり、こういった内容を見るにつけ、市長の女性に対する見方を、改めて私としてはもう大変ひどいものであるというふうなことしか感じ得ないような中身であります。

そういった意味では、公人としての市長としての立場、やはり今すぐ進退については自分で律すべきだというふうに思います。

○米田貴志議員

それでは少しお伺いさせていただきます。先ほど中井議員からございました秘匿については、私も裁判所の決定通知書を出してほしいなと思っていただぐらいでございますが、いろいろ調べると、名前であったり住所であったり発言する人がどちらなのかというところを分からないようにするというのが秘匿であって、内容についてしゃべ

ってはいけないというようなルールはないというふうに思っております。それは先ほど話がありましたので、それはそれで置いておきたいと思えます。

ただ、残念なのは、市民が知りたいことがこの全員協議会でも一切明らかにされなかったということでございます。市民が知りたかったのは、1点目は、なぜ500万円を払ったのか。解決金といえども、あなたが裁判所の法的責任の名において払った500万円の中身は何だったのか。そして、女性に対する謝罪の意をしなさいと書いてあるこの文書に対してどのような謝罪をしたのか。まずはそこを知りたかったのではないかと思います。それについて改めてお伺いさせていただきますと思います。

○永野耕平市長

知りたいというお気持ちはよく分かるんですけれども、これについては第三者への開示を制限する決定がされておりますので、私からお話しすることではございません。

○米田貴志議員

もし私がそちらに座っていたならば、自分の疑いを晴らすためには、あなたについていらっしゃる弁護士がいると思います。この弁護士に、どこまで話せるのか、この疑いを晴らすためにはどこまで開示できるのか相談して、この場で話すべきだったと私は思いますが、いかがお考えでしょうか。

○永野耕平市長

もちろん弁護士もおりますし、日々いろいろと話合いとかコミュニケーションを取っております。

○米田貴志議員

全く答えになっていないと思います。やはり、それは取らなかったということだと思います。そして秘匿ということは、その裏には、残念ながら私は隠匿したかったというふうにしか取れないと思っております。

先ほどから質問が続いておりますのでこれ以上申し上げませんが、私たち公明党としては、即辞職を潔くされるべきだということをお願いして、私の質問を終わります。

○河合達雄議員

先ほど質問しましたが、1点だけ言うのを忘れていました。

市長はこの市のトップであり、市民の代表ですが、これだけ社会を騒がせ、女性の人生を傷つけても、まだ政治家として自分がふさわしくない、再挑戦できると考えているならば、それは勘違いではなく、おごり以外の何物でもないと指摘します。

市民をこれ以上愚弄すべきでない。そして、議会としても不信任決議を突きつけて辞職を迫る以外ないと市長に宣告しておきます。

○海老原友子議員

今朝、議員全員に資料として和解条項が渡されました。裁判官のこの和解条項の前文の内容については、市長は認めていると、これは受け止めているということで理解してよろしいでしょうか。

○永野耕平市長

内容についてコメントすることができません。

○海老原友子議員

いえ、内容じゃなくて、この前文を受け止めているかどうかです。

○永野耕平市長

内容に関わりますので、それをお答えすることができません。

○海老原友子議員

それさえも答えていただけないのはとても残念で、腹立たしい思いです。私の下にも、ほかの議員のところにも、岸和田の恥だと、もう辞職してもらわないといけないという声がたくさん寄せられています。そのことについて、いかがお考えでしょうか。

○永野耕平市長

もし議会、議員から辞職について、今も何度か辞職すべきだという御意見がありましたけれども、そういう議会の動きがありましたら、しっかりと適切に対応していきたいと思っています。

○烏野隆生議長

他にありませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、これをもちまして全員協議会を閉会します。

(以 上)